



ふし目 何と重厚な模様なのだろう。犯しがたい年輪の重みが、いま、生きる者へあるべき姿を暗示する。自然に目を見れば、美しい無数の姿で私たちに語りかけてくれていることを見逃してはならない。人間は幸せだ。生きるための食べ物、寒さ暑さを凌ぐ住まい、過酷な行動に耐えられる着衣、みんな自然が用意してくれている。そんな恩恵に浴しきれない、不幸な人たちの居ることが残念だ。この「ふし」は、人類の平和と諍いの歴史を、幾百、幾千年と見てきたのだ。私たちは静かに「ふし」が語るメッセージを聞いて反省しよう。(住吉大社にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金保険料の金額が変わります
- 平成26年4月より産前産後休業期間中の保険料免除が始まります
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成26年度の大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率は引き上げさせていただきます
 - ・被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします ・「健康保険証」を正しく使用しましょう
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!

職場内で回覧しましょう

国民年金保険料の 金額が変わります

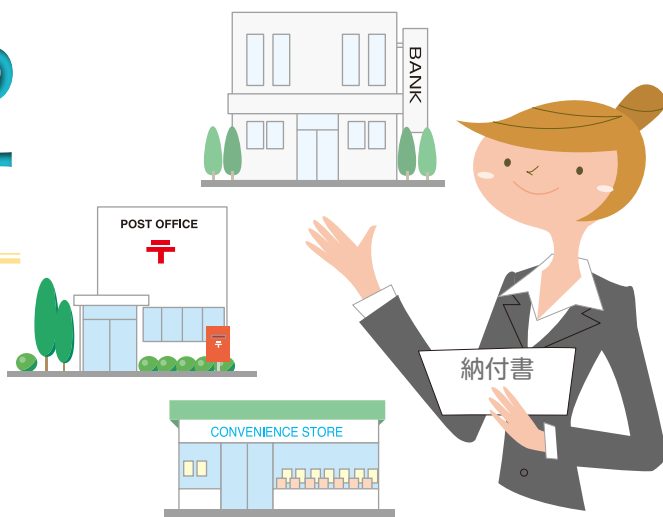
平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円となります。

納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があります。国民年金保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局やコンビニエンスストアで納めることができます。そのほかにも、納め忘れがなく便利で安心な口座振替やクレジットカード納付、前払いすると割引となるお得な前納制度もありますので、ぜひご利用ください。

また、失業などにより保険料を納めることが困難な場合には、「免除制度」、「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」がありますのでご利用ください。

くわしくは、お住まいの市（区）役所、町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所でご確認ください。



平成26年4月より

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります



産前産後休業期間中の保険料免除

- 平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。
- 産前産後休業期間中（産前42日《多胎妊娠の場合は98日》、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

手続き 事業主の方は「産前産後休業取得者申出書」を提出してください。
※産前産後休業期間中に提出してください。

産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

- 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。
- 産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

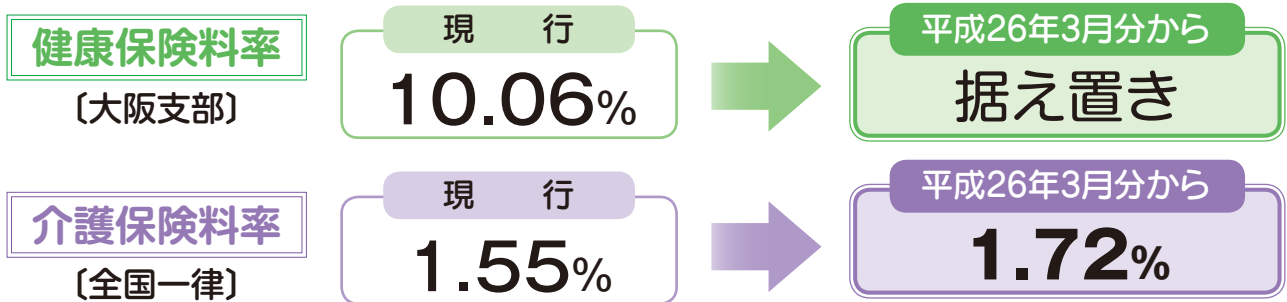
手続き 被保険者の方（事業主経由）は「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出してください。
※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は対象となりません。

くわしくは、日本年金機構のホームページをご覧くださいか、お近くの年金事務所にお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

平成26年度の 大阪支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、 介護保険料率は引き上げさせていただきます

健康保険料率については、準備金を取り崩すことにより、据え置きとなります。しかし、介護保険料率については、国に納めなければならない額（介護納付金）の増加により、引き上げをお願いせざるを得なくなりました。厳しい経済状況のなかではありますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。



※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わり、合計**11.78%**になります。

被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、被扶養者資格を再確認させていただいております。

協会けんぽから再確認の対象者を記載した「被扶養者状況リスト」を送付いたしますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、専用の返信用封筒にて被扶養者状況リストをご提出していただきます。

被扶養者状況リスト送付および提出時期

送付時期：平成26年5月末から6月末（順次送付）
提出期限：平成26年7月末日

再確認の対象となる方

平成26年4月1日において18歳以上の被扶養者
（平成26年4月1日以降に扶養認定された方を除く）

削除となる被扶養者がいた場合

被扶養者から削除となる方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の健康保険証等を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出していただきます。

平成25年度実績

削除人数：約7万人（全国） 約7,000人（大阪支部）
高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）：約32億円（全国）

この再確認は、**保険料負担の軽減につながる大変重要な事務**ですので、ご多用中恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

くわしくは、協会けんぽホームページをご覧ください。か、協会けんぽ大阪支部（電話：06-7711-4300）へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

「健康保険証」を 正しく使用しましょう



受診のときは健康保険証を提示しましょう

保険医療機関等では、窓口で提示された健康保険証によって、健康保険で診察を受ける資格があるかどうかを確認します。受診の際は、保険医療機関等の窓口健康保険証を提示してください。

日頃から健康保険証を携帯して急な受診に備えましょう。

資格証明書を交付しないでください

新しい健康保険証がお手元に届く前に勤務先の事業所さまで独自に資格証明書を交付されているケースがありますが、**医療機関等に受診する場合、年金事務所以外で作成された資格証明書は無効です。**

健康保険証の交付前に早急に医療機関に受診する予定があり、資格証明書が必要な場合は、**管轄の年金事務所**までお問い合わせください。

※退職後、国民健康保険等へ加入するために必要となる健康保険の資格喪失証明書は、勤務先の事業主さま、または年金事務所にご相談ください。

健康保険証をなくしたときは？

健康保険証等を紛失・破損してしまった場合などは、事業主さまを通じて、協会けんぽに再交付の申請をしてください。提出の際、古い健康保険証等がある場合は、添付してください。

退職等で健康保険の資格を喪失したときは？

退職などで健康保険の資格を喪失したときは、被保険者（ご本人）、被扶養者（ご家族）両方の健康保険証等が使用できなくなります。すみやかに返却し、新しい健康保険への加入手続きをしてください。

被保険者（ご本人）の資格を喪失する日

- ①適用事業所に使用されなくなった日の翌日（退職日等の翌日）
- ②75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- ③死亡した日の翌日

被扶養者（ご家族）の資格を喪失する日

- ①被保険者が資格喪失した場合は同日
- ②就職・婚姻等により扶養からはずれた日
- ③75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- ④死亡した日の翌日



資格喪失後に医療機関等で健康保険証を使用して受診されると、民法上の「不当利得」に該当し、ご本人に協会けんぽで負担した医療費を返還していただくことになります。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 **06-7711-4300** (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で

将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて 年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

いつでも、 最新の年金記録が 確認できます！

記録の「もれ」や 「誤り」の発見が 容易になります！

「ねんきん定期便」や 「年金振込通知書」などの 内容がご自宅で 確認できます！



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

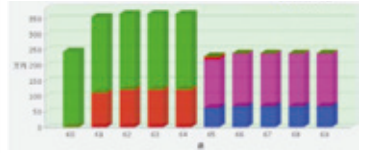
ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）
61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)

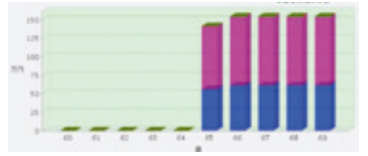
ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額
1,356,000円

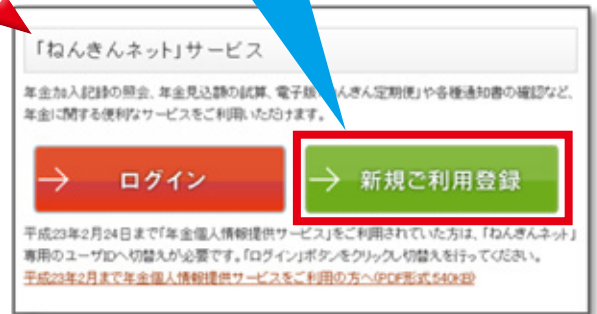


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144